

中央の森貳番街

管理組合ニュース

第37期第9号（通算第77号）

発行日：2019/3/11



修繕積立金改定について

日頃は管理組合の活動にご理解とご支援を頂き誠にありがとうございます。

昨年5月に開催された第36期定期総会にて、以下の2議案が可決されました。

- ① 第9号議案にて2019年（H.31年）10月から実施予定の消費税の8%から10%への引き上げに伴う2%の引き上げ。
- ② 第10号議案にて玄関ドア交換のための費用として5%引き上げ。

本件につきましては、第9号議案（2%）と第10号議案（5%）が個別の議題として上程され、個別に可決されました。両議案が可決されたことにより、修繕積立金の引き上げ額は7%となります。従来、修繕積立金は専有面積に㎡単価を乗じたものとなっていたが、今回個別案件で可決された単価は①と②の合算となるため、この乗じた結果と異なるケースがあります。（-50～40円）

詳細は裏面をご参照下さい。

尚、本年3月からの修繕積立金徴収額は、2018年5月27日付けの管理規則「2-1. 管理規約附属規定」の第8条（修繕積立金の額）にて改定を織り込み済です。

理事長 安本 進

2019年4月以降の月額修繕積立金の徴収額

修繕積立金徴収額の引上げ根拠：

- ① 第36期定期総会（2018（H30）5月27日）第9号議案（2019（H31）年4月から2%引き上げ）の可決承認
- ② 同上、第10号議案（2019（H31）年4月から5%引き上げ）の可決承認

この2議案の承認に伴い、2019（H31）年4月から、月額修繕積立金を7%引き上げる。

引上げ計算：

1戸当たりの個々の修繕積立金(新改定後金額)は両議案で承認された改定後の引上額を合算した金額となります。

棟	系列号室 タイプ-号室	専有面積 (㎡)	月額修繕積立金（円）						
			現行	2%UP（第9号議案）		5%UP（第10号議案）		2議案合計	新改定後金額
				改定後	引上額	改定後	引上額	引上額	（徴収額）
修繕積立金月額単価（円/㎡）			164.66	167.95	2%	172.89	5%	7%	－
1号棟	C'-1・4	93.46	15,400	15,700	300	16,160	760	1,060	16,460
	C-2・3	93.00	15,300	15,620	320	16,080	780	1,100	16,400
2号棟	C'-1・4	93.46	15,400	15,700	300	16,160	760	1,060	16,460
	C-2・3	93.00	15,300	15,620	320	16,080	780	1,100	16,400
3号棟	B'-1・4	73.79	12,200	12,390	190	12,760	560	750	12,950
	B-2・3	73.33	12,100	12,320	220	12,680	580	800	12,900
4号棟	H'-1・1・0	75.17	12,400	12,630	230	13,000	600	830	13,230
	H-2・5・6・9	74.52	12,300	12,520	220	12,880	580	800	13,100
	J-3・4・7・8	75.55	12,400	12,690	290	13,060	660	950	13,350
5号棟	G-1・8	77.14	12,700	12,960	260	13,340	640	900	13,600
	F-2・7	63.24	10,400	10,620	220	10,930	530	750	11,150
	D-3・6	69.04	11,400	11,600	200	11,940	540	740	12,140
	E-4・5	69.62	11,500	11,690	190	12,040	540	730	12,230
6号棟	P-1・1・0	99.08	16,300	16,640	340	17,130	830	1,170	17,470
	M-2・4・6・8・9	78.97	13,000	13,260	260	13,650	650	910	13,910
	N-3・5・7	82.21	13,500	13,810	310	14,210	710	1,020	14,520
7号棟	R-1	118.66	19,500	19,930	430	20,520	1020	1,450	20,950
	M-2・4・6・8・9	78.97	13,000	13,260	260	13,650	650	910	13,910
	N-3・5・7	82.21	13,500	13,810	310	14,210	710	1,020	14,520
	P-1・0	99.08	16,300	16,640	340	17,130	830	1,170	17,470

新改定後金額(承認された2議案それぞれで円単位を四捨五入して計算した引上額を合算)は、管理規則「2-1管理規則附属規定」第8条の表の後に記した「1戸当たり月額積立金（円）の改訂履歴」の単価176.19円/月で算出した金額とは住戸により-50円～+40円の差異が生じています。